

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月14日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上 豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 更新後 >

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、10兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本含む)		
	年 2 回	日本	ファミリー ファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 4 回	北米		あり (適時ヘッジ)
	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債・高格付 債))	その他	アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券(債券 公債・高格付債))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(公債 ^{*1} ・ 高格付債 ^{*2})に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載 があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するも のをいう。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うもの をいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において日本国又は各国の政府の発行する国債(地方
債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記
載のあるものをいう。

* 2 高格付債・・・三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社のファンドにおける定義により、目論
見書又は投資信託約款において、原則としてＡ格相当以上の債券を投資対象とす
る旨の記載のあるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載し
ております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ

(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに
信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

特色1

世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- 世界主要先進国は、OECD加盟国とします。
OECD(経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- 世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、三菱UFJアセットマネジメントがOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント② ソブリン債券

各国の政府が発行する **国債** や政府機関が発行する **政府機関債** 等をいいます。
また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する **国際機関債** のほか、
当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの **州政府債** もソブリン債券に含まれます。

ポイント③ 高い信用力

格付けの例

	Moody's	S&P
高い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い	—	D

A格以上の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's、S&P等の格付機関のうち、少なくともひとつの格付機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

■ 現在の投資先と格付け状況（2026年5月29日現在）

● 国債

カナダ	Aaa	AAA
アメリカ	Aa1	AA+
ノルウェー	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
オーストリア	Aa1	AA+
フィンランド	Aa1	AA+
アイルランド	Aa3	AA+
イギリス	Aa3	AA
フランス	Aa3	A+
ベルギー	A1	AA-
ポーランド	A2	A
ポルトガル	A3	A+
スペイン	A3	A+
イスラエル	Baa1	A
シンガポール	Aaa	AAA
韓国	Aa2	AA
日本	A1	A+
中国	A1	A+
オーストラリア	Aaa	AAA
ニュージーランド	Aaa	AAA

※上記は投資先のうち国債のみを記載しています。

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

※格付け(自国通貨建て長期債務格付け等)は、左にMoody's、右にS&Pの格付けを記載しています。(出所)Bloomberg

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。

特色2

安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券価格や為替の変動による損益のブレをカバーする効果が期待されます。（利子収入の積み上げ効果）

■ ご参考

下記のグラフは、**当ファンドの実績ではなく**、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（円ベース、日本を含む））のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。

先進国国債（円ベース）の投資収益の要因分析（期間：1997年12月末～2026年5月末）



※上記は、1997年末を100として指数化したFTSE世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）のトータルリターンを「トータル投資収益」とし、「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。
（出所）Bloombergのデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成

ポイント② 金利・為替見通しに基づく運用戦略

● 金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇（低下）すると下落（上昇）します。

また、満期までの残存期間が長い（短い）債券や利率が低い（高い）債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく（小さく）なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇（債券価格が下落）すると予測した場合

満期までの残存期間が**短い**債券へ入替えを行い、債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下（債券価格が上昇）すると予測した場合

満期までの残存期間が**長い**債券へ入替えを行い、債券価格の値上がり益の獲得を目指す

● 為替変動リスクのコントロール

通貨が相対的に上昇すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行います。これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

※2026年10月1日付でウエスタン・アセット・マネジメント株式会社はフランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社と合併する予定です。

■ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付け等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付け等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依頼すべきものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



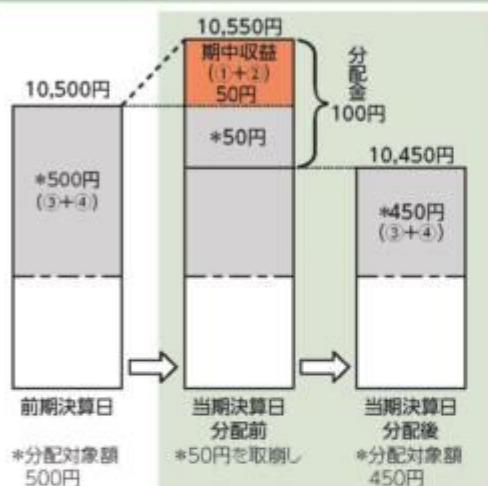
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

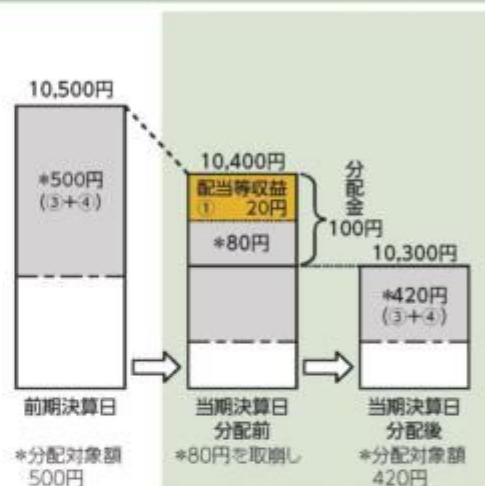
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



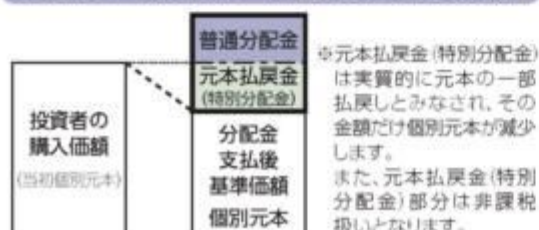
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

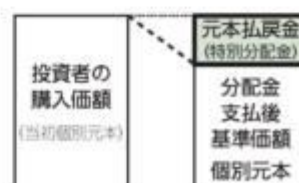
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

マザーファンドへの投資

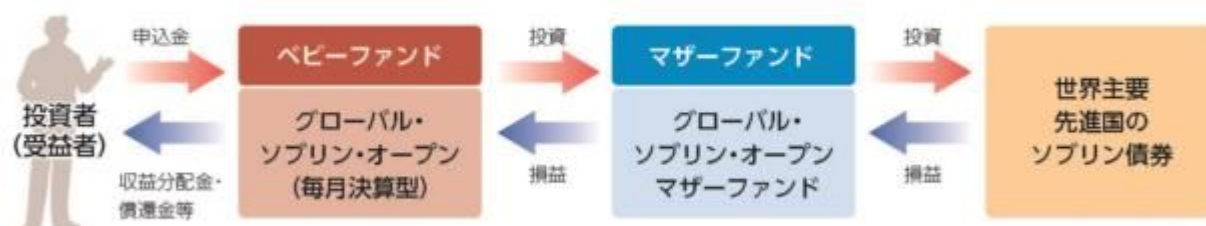
マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

（３）【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2025年11月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・ 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

< 訂正後 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2026年5月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（Ａ格以上のもの）に投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、（５）投資制限 ＜信託約款に定められた投資制限＞の および に定めるものに限り、）に係る権利
- c．約束手形
- d．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a．転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からf．の証券または証書の性質を有するもの
- h．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- i．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- k．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l．外国の者に対する権利でk．の有価証券の性質を有するもの
- a．の証券または証書およびg．の証券または証書のうち、a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からe．までの証券およびg．の証券または証書のうちb．からe．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

- 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- 国別資産配分については、投資対象国毎に 債券投資収益率予測（金利予測）と 為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- （1）株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- （2）同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （3）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （4）有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- （5）スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- （6）外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- （7）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- （8）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

<訂正後>

主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（Ａ格以上のもの）に投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいい、以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、（５）投資制限　＜信託約款に定められた投資制限＞の　および　に定めるものに限り、）に係る権利
- c．約束手形
- d．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン　マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a．転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f．コマーシャル・ペーパー
- g．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からf．の証券または証書の性質を有するもの
- h．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- i．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- k．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l．外国の者に対する権利でk．の有価証券の性質を有するもの
- a．の証券または証書およびg．の証券または証書のうち、a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からe．までの証券およびg．の証券または証書のうちb．からe．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記　の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

- 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- 国別資産配分については、投資対象国毎に 債券投資収益率予測（金利予測）と 為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2．投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3．投資制限

- （１）株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存

在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

- (2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (7) 一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

（５）【投資制限】

< 訂正前 >

< 信託約款に定められた投資制限 >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、

信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

- （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を限度とします。
- c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

< 訂正後 >

< 信託約款に定められた投資制限 >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30％以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。

以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速

やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。

c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「ＦＴＳＥ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることが保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- d．当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- e．投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

（２） 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年11月18日～2026年5月18日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.39%	1.38%	0.01%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】**【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】****（１）【投資状況】**

2026年 5月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	244,079,434,109	99.70
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	733,269,660	0.30
純資産総額		244,812,703,769	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】****a 評価額上位 30 銘柄**

2026年 5月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	84,049,391,911	2.8526	239,759,295,366	2.9040	244,079,434,109	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 5月29日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年5月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第222計算期間末日	（2016年 6月17日）	730,546,467,300	733,453,622,791	5,026	5,046
第223計算期間末日	（2016年 7月19日）	730,023,202,461	732,904,019,207	5,068	5,088
第224計算期間末日	（2016年 8月17日）	698,100,269,730	699,528,307,494	4,889	4,899
第225計算期間末日	（2016年 9月20日）	668,359,011,982	669,740,229,008	4,839	4,849
第226計算期間末日	（2016年10月17日）	661,749,925,299	663,110,585,835	4,863	4,873
第227計算期間末日	（2016年11月17日）	649,690,128,815	651,021,572,796	4,880	4,890
第228計算期間末日	（2016年12月19日）	666,871,192,906	668,169,413,634	5,137	5,147
第229計算期間末日	（2017年 1月17日）	642,424,281,491	643,701,281,338	5,031	5,041
第230計算期間末日	（2017年 2月17日）	624,743,413,075	625,993,054,091	4,999	5,009
第231計算期間末日	（2017年 3月17日）	611,978,758,910	613,205,324,684	4,989	4,999
第232計算期間末日	（2017年 4月17日）	585,732,404,704	586,943,553,044	4,836	4,846
第233計算期間末日	（2017年 5月17日）	602,696,428,438	603,890,714,278	5,047	5,057
第234計算期間末日	（2017年 6月19日）	592,948,748,949	594,122,494,260	5,052	5,062
第235計算期間末日	（2017年 7月18日）	589,997,781,113	591,153,054,310	5,107	5,117
第236計算期間末日	（2017年 8月17日）	575,559,345,619	576,694,270,340	5,071	5,081
第237計算期間末日	（2017年 9月19日）	577,772,064,945	578,890,483,011	5,166	5,176
第238計算期間末日	（2017年10月17日）	566,420,148,282	567,520,910,999	5,146	5,156
第239計算期間末日	（2017年11月17日）	557,404,897,593	558,486,441,160	5,154	5,164
第240計算期間末日	（2017年12月18日）	550,071,260,361	551,137,765,544	5,158	5,168
第241計算期間末日	（2018年 1月17日）	538,299,670,779	539,353,657,883	5,107	5,117
第242計算期間末日	（2018年 2月19日）	508,618,445,164	509,659,581,302	4,885	4,895
第243計算期間末日	（2018年 3月19日）	500,717,838,287	501,749,502,695	4,853	4,863
第244計算期間末日	（2018年 4月17日）	504,992,493,099	506,015,107,577	4,938	4,948
第245計算期間末日	（2018年 5月17日）	494,651,701,121	495,664,604,548	4,884	4,894
第246計算期間末日	（2018年 6月18日）	488,292,752,618	489,293,929,271	4,877	4,887
第247計算期間末日	（2018年 7月17日）	493,677,605,925	494,668,447,920	4,982	4,992
第248計算期間末日	（2018年 8月17日）	472,825,981,984	473,804,353,979	4,833	4,843
第249計算期間末日	（2018年 9月18日）	472,736,733,733	473,704,895,964	4,883	4,893
第250計算期間末日	（2018年10月17日）	463,488,839,301	464,444,531,841	4,850	4,860
第251計算期間末日	（2018年11月19日）	456,842,493,778	457,787,281,329	4,835	4,845
第252計算期間末日	（2018年12月17日）	455,808,780,092	456,742,763,008	4,880	4,890
第253計算期間末日	（2019年 1月17日）	440,697,877,270	441,624,968,458	4,754	4,764
第254計算期間末日	（2019年 2月18日）	442,638,795,386	443,556,472,797	4,823	4,833
第255計算期間末日	（2019年 3月18日）	443,490,044,150	444,397,713,884	4,886	4,896
第256計算期間末日	（2019年 4月17日）	439,664,217,790	440,559,994,606	4,908	4,918

第257計算期間末日	(2019年 5月17日)	430,019,767,679	430,909,208,779	4,835	4,845
第258計算期間末日	(2019年 6月17日)	430,756,636,810	431,639,983,828	4,876	4,886
第259計算期間末日	(2019年 7月17日)	426,120,800,585	426,996,507,007	4,866	4,876
第260計算期間末日	(2019年 8月19日)	426,703,308,701	427,571,684,123	4,914	4,924
第261計算期間末日	(2019年 9月17日)	420,400,204,100	421,261,034,699	4,884	4,894
第262計算期間末日	(2019年10月17日)	420,150,205,923	421,003,436,321	4,924	4,934
第263計算期間末日	(2019年11月18日)	412,513,033,123	413,358,051,049	4,882	4,892
第264計算期間末日	(2019年12月17日)	411,573,935,767	412,410,314,637	4,921	4,931
第265計算期間末日	(2020年 1月17日)	409,831,748,261	410,660,049,914	4,948	4,958
第266計算期間末日	(2020年 2月17日)	404,987,078,263	405,807,582,582	4,936	4,946
第267計算期間末日	(2020年 3月17日)	390,896,221,010	391,706,753,369	4,823	4,833
第268計算期間末日	(2020年 4月17日)	391,142,347,950	391,945,220,139	4,872	4,882
第269計算期間末日	(2020年 5月18日)	386,308,678,888	387,109,272,273	4,825	4,835
第270計算期間末日	(2020年 6月17日)	391,445,427,025	392,240,523,697	4,923	4,933
第271計算期間末日	(2020年 7月17日)	393,559,636,964	394,350,293,007	4,978	4,988
第272計算期間末日	(2020年 8月17日)	392,002,526,080	392,784,280,767	5,014	5,024
第273計算期間末日	(2020年 9月17日)	383,954,025,215	384,729,418,959	4,952	4,962
第274計算期間末日	(2020年10月19日)	381,453,832,930	382,224,165,180	4,952	4,962
第275計算期間末日	(2020年11月17日)	376,411,593,744	377,176,683,708	4,920	4,930
第276計算期間末日	(2020年12月17日)	376,020,593,777	376,400,146,588	4,953	4,958
第277計算期間末日	(2021年 1月18日)	368,783,918,507	369,158,727,283	4,920	4,925
第278計算期間末日	(2021年 2月17日)	362,218,023,126	362,584,210,180	4,946	4,951
第279計算期間末日	(2021年 3月17日)	360,023,907,319	360,386,323,066	4,967	4,972
第280計算期間末日	(2021年 4月19日)	355,091,590,846	355,449,860,234	4,956	4,961
第281計算期間末日	(2021年 5月17日)	353,913,825,419	354,269,226,466	4,979	4,984
第282計算期間末日	(2021年 6月17日)	352,938,753,311	353,289,442,808	5,032	5,037
第283計算期間末日	(2021年 7月19日)	347,233,103,585	347,580,232,701	5,001	5,006
第284計算期間末日	(2021年 8月17日)	343,823,452,567	344,167,647,129	4,995	5,000
第285計算期間末日	(2021年 9月17日)	339,149,894,997	339,490,598,001	4,977	4,982
第286計算期間末日	(2021年10月18日)	342,445,290,112	342,783,236,946	5,067	5,072
第287計算期間末日	(2021年11月17日)	335,193,396,570	335,527,268,796	5,020	5,025
第288計算期間末日	(2021年12月17日)	331,377,445,957	331,707,943,496	5,013	5,018
第289計算期間末日	(2022年 1月17日)	324,649,026,558	324,976,705,502	4,954	4,959
第290計算期間末日	(2022年 2月17日)	314,839,572,966	315,164,611,326	4,843	4,848
第291計算期間末日	(2022年 3月17日)	314,235,844,965	314,558,376,708	4,871	4,876
第292計算期間末日	(2022年 4月18日)	318,386,885,540	318,706,748,773	4,977	4,982
第293計算期間末日	(2022年 5月17日)	312,231,479,716	312,548,723,455	4,921	4,926
第294計算期間末日	(2022年 6月17日)	306,529,376,768	306,843,590,689	4,878	4,883
第295計算期間末日	(2022年 7月19日)	316,200,815,771	316,512,545,809	5,072	5,077
第296計算期間末日	(2022年 8月17日)	309,534,017,709	309,842,911,475	5,010	5,015
第297計算期間末日	(2022年 9月20日)	309,478,092,915	309,784,119,195	5,056	5,061
第298計算期間末日	(2022年10月17日)	303,080,157,602	303,384,466,115	4,980	4,985
第299計算期間末日	(2022年11月17日)	298,061,136,423	298,363,190,559	4,934	4,939

第300計算期間末日	(2022年12月19日)	292,155,000,467	292,454,715,974	4,874	4,879
第301計算期間末日	(2023年 1月17日)	278,356,605,407	278,654,991,895	4,664	4,669
第302計算期間末日	(2023年 2月17日)	281,064,990,905	281,361,266,254	4,743	4,748
第303計算期間末日	(2023年 3月17日)	281,671,222,518	281,965,746,232	4,782	4,787
第304計算期間末日	(2023年 4月17日)	283,495,845,653	283,788,723,242	4,840	4,845
第305計算期間末日	(2023年 5月17日)	286,032,873,544	286,323,651,909	4,918	4,923
第306計算期間末日	(2023年 6月19日)	292,591,158,433	292,878,859,559	5,085	5,090
第307計算期間末日	(2023年 7月18日)	284,399,246,746	284,682,759,861	5,016	5,021
第308計算期間末日	(2023年 8月17日)	285,991,913,613	286,273,333,206	5,081	5,086
第309計算期間末日	(2023年 9月19日)	282,594,830,643	282,873,376,470	5,073	5,078
第310計算期間末日	(2023年10月17日)	276,783,982,323	277,060,693,358	5,001	5,006
第311計算期間末日	(2023年11月17日)	284,196,884,037	284,470,955,715	5,185	5,190
第312計算期間末日	(2023年12月18日)	278,150,071,537	278,421,371,441	5,126	5,131
第313計算期間末日	(2024年 1月17日)	282,156,634,197	282,425,819,832	5,241	5,246
第314計算期間末日	(2024年 2月19日)	280,162,436,525	280,428,656,497	5,262	5,267
第315計算期間末日	(2024年 3月18日)	277,997,197,847	278,260,714,317	5,275	5,280
第316計算期間末日	(2024年 4月17日)	277,578,994,993	277,840,338,875	5,311	5,316
第317計算期間末日	(2024年 5月17日)	282,987,110,084	283,246,119,857	5,463	5,468
第318計算期間末日	(2024年 6月17日)	280,099,460,856	280,355,128,170	5,478	5,483
第319計算期間末日	(2024年 7月17日)	283,579,584,339	283,833,329,189	5,588	5,593
第320計算期間末日	(2024年 8月19日)	268,178,253,555	268,430,116,446	5,324	5,329
第321計算期間末日	(2024年 9月17日)	259,472,869,248	259,723,404,062	5,178	5,183
第322計算期間末日	(2024年10月17日)	265,247,452,431	265,496,319,938	5,329	5,334
第323計算期間末日	(2024年11月18日)	262,194,011,589	262,440,873,629	5,311	5,316
第324計算期間末日	(2024年12月17日)	261,695,925,077	261,940,909,937	5,341	5,346
第325計算期間末日	(2025年 1月17日)	255,194,164,478	255,437,567,081	5,242	5,247
第326計算期間末日	(2025年 2月17日)	252,999,252,606	253,240,690,968	5,239	5,244
第327計算期間末日	(2025年 3月17日)	247,841,973,341	248,081,987,314	5,163	5,168
第328計算期間末日	(2025年 4月17日)	242,001,613,398	242,239,932,222	5,077	5,082
第329計算期間末日	(2025年 5月19日)	242,386,621,714	242,623,633,479	5,113	5,118
第330計算期間末日	(2025年 6月17日)	245,185,919,672	245,421,496,318	5,204	5,209
第331計算期間末日	(2025年 7月17日)	248,164,084,572	248,397,926,287	5,306	5,311
第332計算期間末日	(2025年 8月18日)	245,995,742,027	246,227,635,228	5,304	5,309
第333計算期間末日	(2025年 9月17日)	246,438,771,191	246,668,734,129	5,358	5,363
第334計算期間末日	(2025年10月17日)	249,831,585,307	250,059,524,636	5,480	5,485
第335計算期間末日	(2025年11月17日)	251,515,132,651	251,740,872,094	5,571	5,576
第336計算期間末日	(2025年12月17日)	248,944,875,163	249,167,575,306	5,589	5,594
第337計算期間末日	(2026年 1月19日)	250,847,313,024	251,068,298,758	5,676	5,681
第338計算期間末日	(2026年 2月17日)	248,255,260,059	248,474,579,448	5,660	5,665
第339計算期間末日	(2026年 3月17日)	248,067,798,926	248,285,498,238	5,697	5,702
第340計算期間末日	(2026年 4月17日)	248,308,465,988	248,524,407,305	5,749	5,754
第341計算期間末日	(2026年 5月18日)	241,301,109,641	241,515,790,476	5,620	5,625
	2025年 5月末日	242,459,339,482	—	5,127	—

6月末日	246,716,303,773	—	5,252	—
7月末日	247,850,148,556	—	5,318	—
8月末日	244,988,439,365	—	5,300	—
9月末日	246,988,456,382	—	5,388	—
10月末日	252,751,193,467	—	5,571	—
11月末日	254,636,081,342	—	5,665	—
12月末日	251,905,841,209	—	5,676	—
2026年 1月末日	248,122,009,705	—	5,632	—
2月末日	251,841,743,784	—	5,757	—
3月末日	245,149,220,124	—	5,654	—
4月末日	246,623,921,109	—	5,727	—
5月末日	244,812,703,769	—	5,719	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第222計算期間	20円
第223計算期間	20円
第224計算期間	10円
第225計算期間	10円
第226計算期間	10円
第227計算期間	10円
第228計算期間	10円
第229計算期間	10円
第230計算期間	10円
第231計算期間	10円
第232計算期間	10円
第233計算期間	10円
第234計算期間	10円
第235計算期間	10円
第236計算期間	10円
第237計算期間	10円
第238計算期間	10円
第239計算期間	10円
第240計算期間	10円
第241計算期間	10円
第242計算期間	10円
第243計算期間	10円
第244計算期間	10円
第245計算期間	10円
第246計算期間	10円
第247計算期間	10円
第248計算期間	10円
第249計算期間	10円

第250計算期間	10円
第251計算期間	10円
第252計算期間	10円
第253計算期間	10円
第254計算期間	10円
第255計算期間	10円
第256計算期間	10円
第257計算期間	10円
第258計算期間	10円
第259計算期間	10円
第260計算期間	10円
第261計算期間	10円
第262計算期間	10円
第263計算期間	10円
第264計算期間	10円
第265計算期間	10円
第266計算期間	10円
第267計算期間	10円
第268計算期間	10円
第269計算期間	10円
第270計算期間	10円
第271計算期間	10円
第272計算期間	10円
第273計算期間	10円
第274計算期間	10円
第275計算期間	10円
第276計算期間	5円
第277計算期間	5円
第278計算期間	5円
第279計算期間	5円
第280計算期間	5円
第281計算期間	5円
第282計算期間	5円
第283計算期間	5円
第284計算期間	5円
第285計算期間	5円
第286計算期間	5円
第287計算期間	5円
第288計算期間	5円
第289計算期間	5円
第290計算期間	5円
第291計算期間	5円
第292計算期間	5円

第293計算期間	5円
第294計算期間	5円
第295計算期間	5円
第296計算期間	5円
第297計算期間	5円
第298計算期間	5円
第299計算期間	5円
第300計算期間	5円
第301計算期間	5円
第302計算期間	5円
第303計算期間	5円
第304計算期間	5円
第305計算期間	5円
第306計算期間	5円
第307計算期間	5円
第308計算期間	5円
第309計算期間	5円
第310計算期間	5円
第311計算期間	5円
第312計算期間	5円
第313計算期間	5円
第314計算期間	5円
第315計算期間	5円
第316計算期間	5円
第317計算期間	5円
第318計算期間	5円
第319計算期間	5円
第320計算期間	5円
第321計算期間	5円
第322計算期間	5円
第323計算期間	5円
第324計算期間	5円
第325計算期間	5円
第326計算期間	5円
第327計算期間	5円
第328計算期間	5円
第329計算期間	5円
第330計算期間	5円
第331計算期間	5円
第332計算期間	5円
第333計算期間	5円
第334計算期間	5円
第335計算期間	5円

第336計算期間	5円
第337計算期間	5円
第338計算期間	5円
第339計算期間	5円
第340計算期間	5円
第341計算期間	5円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第222計算期間	2.47
第223計算期間	1.23
第224計算期間	3.33
第225計算期間	0.81
第226計算期間	0.70
第227計算期間	0.55
第228計算期間	5.47
第229計算期間	1.86
第230計算期間	0.43
第231計算期間	0.00
第232計算期間	2.86
第233計算期間	4.56
第234計算期間	0.29
第235計算期間	1.28
第236計算期間	0.50
第237計算期間	2.07
第238計算期間	0.19
第239計算期間	0.34
第240計算期間	0.27
第241計算期間	0.79
第242計算期間	4.15
第243計算期間	0.45
第244計算期間	1.95
第245計算期間	0.89
第246計算期間	0.06
第247計算期間	2.35
第248計算期間	2.79
第249計算期間	1.24
第250計算期間	0.47
第251計算期間	0.10
第252計算期間	1.13
第253計算期間	2.37
第254計算期間	1.66
第255計算期間	1.51

第256計算期間	0.65
第257計算期間	1.28
第258計算期間	1.05
第259計算期間	0.00
第260計算期間	1.19
第261計算期間	0.40
第262計算期間	1.02
第263計算期間	0.64
第264計算期間	1.00
第265計算期間	0.75
第266計算期間	0.04
第267計算期間	2.08
第268計算期間	1.22
第269計算期間	0.75
第270計算期間	2.23
第271計算期間	1.32
第272計算期間	0.92
第273計算期間	1.03
第274計算期間	0.20
第275計算期間	0.44
第276計算期間	0.77
第277計算期間	0.56
第278計算期間	0.63
第279計算期間	0.52
第280計算期間	0.12
第281計算期間	0.56
第282計算期間	1.16
第283計算期間	0.51
第284計算期間	0.01
第285計算期間	0.26
第286計算期間	1.90
第287計算期間	0.82
第288計算期間	0.03
第289計算期間	1.07
第290計算期間	2.13
第291計算期間	0.68
第292計算期間	2.27
第293計算期間	1.02
第294計算期間	0.77
第295計算期間	4.07
第296計算期間	1.12
第297計算期間	1.01
第298計算期間	1.40

第299計算期間	0.82
第300計算期間	1.11
第301計算期間	4.20
第302計算期間	1.80
第303計算期間	0.92
第304計算期間	1.31
第305計算期間	1.71
第306計算期間	3.49
第307計算期間	1.25
第308計算期間	1.39
第309計算期間	0.05
第310計算期間	1.32
第311計算期間	3.77
第312計算期間	1.04
第313計算期間	2.34
第314計算期間	0.49
第315計算期間	0.34
第316計算期間	0.77
第317計算期間	2.95
第318計算期間	0.36
第319計算期間	2.09
第320計算期間	4.63
第321計算期間	2.64
第322計算期間	3.01
第323計算期間	0.24
第324計算期間	0.65
第325計算期間	1.75
第326計算期間	0.03
第327計算期間	1.35
第328計算期間	1.56
第329計算期間	0.80
第330計算期間	1.87
第331計算期間	2.05
第332計算期間	0.05
第333計算期間	1.11
第334計算期間	2.37
第335計算期間	1.75
第336計算期間	0.41
第337計算期間	1.64
第338計算期間	0.19
第339計算期間	0.74
第340計算期間	1.00
第341計算期間	2.15

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第222計算期間	2,138,007,074	16,001,697,565	1,453,577,745,973
第223計算期間	1,814,333,700	14,983,706,467	1,440,408,373,206
第224計算期間	1,661,594,399	14,032,202,932	1,428,037,764,673
第225計算期間	986,331,369	47,807,069,291	1,381,217,026,751
第226計算期間	2,286,390,109	22,842,880,174	1,360,660,536,686
第227計算期間	919,687,526	30,136,242,862	1,331,443,981,350
第228計算期間	1,019,804,787	34,243,057,547	1,298,220,728,590
第229計算期間	909,158,590	22,130,039,554	1,276,999,847,626
第230計算期間	774,680,302	28,133,511,895	1,249,641,016,033
第231計算期間	878,615,260	23,953,857,070	1,226,565,774,223
第232計算期間	850,132,220	16,267,566,215	1,211,148,340,228
第233計算期間	770,560,658	17,633,060,182	1,194,285,840,704
第234計算期間	752,562,434	21,293,091,662	1,173,745,311,476
第235計算期間	681,208,479	19,153,322,033	1,155,273,197,922
第236計算期間	784,244,816	21,132,721,012	1,134,924,721,726
第237計算期間	771,330,982	17,277,986,219	1,118,418,066,489
第238計算期間	771,152,276	18,426,501,278	1,100,762,717,487
第239計算期間	732,127,923	19,951,277,467	1,081,543,567,943
第240計算期間	645,878,505	15,684,263,175	1,066,505,183,273
第241計算期間	936,065,697	13,454,144,558	1,053,987,104,412
第242計算期間	861,175,924	13,712,142,130	1,041,136,138,206
第243計算期間	1,764,227,814	11,235,957,880	1,031,664,408,140
第244計算期間	742,711,778	9,792,641,604	1,022,614,478,314
第245計算期間	651,430,719	10,362,481,444	1,012,903,427,589
第246計算期間	661,116,326	12,387,890,086	1,001,176,653,829
第247計算期間	647,661,811	10,982,320,165	990,841,995,475
第248計算期間	617,866,216	13,087,866,300	978,371,995,391
第249計算期間	624,405,381	10,834,169,005	968,162,231,767
第250計算期間	581,140,428	13,050,832,067	955,692,540,128
第251計算期間	606,460,244	11,511,449,246	944,787,551,126
第252計算期間	568,256,555	11,372,890,917	933,982,916,764
第253計算期間	855,345,510	7,747,073,556	927,091,188,718
第254計算期間	532,845,662	9,946,623,100	917,677,411,280
第255計算期間	540,111,817	10,547,788,477	907,669,734,620
第256計算期間	571,157,282	12,464,075,425	895,776,816,477
第257計算期間	768,735,203	7,104,450,875	889,441,100,805
第258計算期間	746,305,730	6,840,387,812	883,347,018,723
第259計算期間	537,399,737	8,177,995,634	875,706,422,826
第260計算期間	570,791,371	7,901,792,131	868,375,422,066

第261計算期間	526,070,842	8,070,893,159	860,830,599,749
第262計算期間	491,211,918	8,091,413,311	853,230,398,356
第263計算期間	495,501,019	8,707,972,975	845,017,926,400
第264計算期間	538,230,014	9,177,286,170	836,378,870,244
第265計算期間	555,377,662	8,632,594,472	828,301,653,434
第266計算期間	602,174,973	8,399,508,726	820,504,319,681
第267計算期間	458,268,278	10,430,228,686	810,532,359,273
第268計算期間	564,045,620	8,224,215,829	802,872,189,064
第269計算期間	503,535,936	2,782,339,088	800,593,385,912
第270計算期間	545,439,121	6,042,152,556	795,096,672,477
第271計算期間	586,467,887	5,027,096,504	790,656,043,860
第272計算期間	497,640,266	9,398,996,729	781,754,687,397
第273計算期間	521,383,887	6,882,327,133	775,393,744,151
第274計算期間	485,940,533	5,547,434,264	770,332,250,420
第275計算期間	509,265,565	5,751,551,573	765,089,964,412
第276計算期間	681,032,156	6,665,373,311	759,105,623,257
第277計算期間	358,084,458	9,846,153,893	749,617,553,822
第278計算期間	1,386,060,236	18,629,505,180	732,374,108,878
第279計算期間	378,600,127	7,921,213,808	724,831,495,197
第280計算期間	369,082,092	8,661,799,890	716,538,777,399
第281計算期間	297,777,688	6,034,460,615	710,802,094,472
第282計算期間	427,589,108	9,850,689,336	701,378,994,244
第283計算期間	345,371,744	7,466,133,051	694,258,232,937
第284計算期間	528,725,235	6,397,832,521	688,389,125,651
第285計算期間	651,310,385	7,634,427,287	681,406,008,749
第286計算期間	362,397,580	5,874,737,337	675,893,668,992
第287計算期間	352,035,683	8,501,252,426	667,744,452,249
第288計算期間	360,569,067	7,109,942,956	660,995,078,360
第289計算期間	261,112,398	5,898,302,369	655,357,888,389
第290計算期間	314,897,844	5,596,065,929	650,076,720,304
第291計算期間	273,720,049	5,286,954,145	645,063,486,208
第292計算期間	286,499,937	5,623,518,522	639,726,467,623
第293計算期間	250,174,507	5,489,162,340	634,487,479,790
第294計算期間	273,900,527	6,333,537,645	628,427,842,672
第295計算期間	316,677,688	5,284,442,969	623,460,077,391
第296計算期間	266,651,312	5,939,195,987	617,787,532,716
第297計算期間	274,616,712	6,009,588,858	612,052,560,570
第298計算期間	299,828,611	3,735,361,765	608,617,027,416
第299計算期間	369,758,320	4,878,513,685	604,108,272,051
第300計算期間	263,358,150	4,940,615,877	599,431,014,324
第301計算期間	270,585,219	2,928,622,177	596,772,977,366
第302計算期間	324,900,803	4,547,178,542	592,550,699,627
第303計算期間	287,470,727	3,790,741,081	589,047,429,273

第304計算期間	395,529,924	3,687,779,666	585,755,179,531
第305計算期間	283,930,580	4,482,379,134	581,556,730,977
第306計算期間	309,994,931	6,464,472,902	575,402,253,006
第307計算期間	345,174,024	8,721,195,099	567,026,231,931
第308計算期間	331,098,508	4,518,143,820	562,839,186,619
第309計算期間	281,520,028	6,029,052,188	557,091,654,459
第310計算期間	322,573,223	3,992,156,766	553,422,070,916
第311計算期間	387,116,023	5,665,829,125	548,143,357,814
第312計算期間	384,846,979	5,928,395,744	542,599,809,049
第313計算期間	361,911,233	4,590,449,730	538,371,270,552
第314計算期間	309,157,459	6,240,482,157	532,439,945,854
第315計算期間	429,802,151	5,836,806,694	527,032,941,311
第316計算期間	358,912,550	4,704,088,449	522,687,765,412
第317計算期間	213,944,403	4,882,162,491	518,019,547,324
第318計算期間	224,559,979	6,909,477,842	511,334,629,461
第319計算期間	294,901,761	4,139,829,707	507,489,701,515
第320計算期間	239,263,959	4,003,182,426	503,725,783,048
第321計算期間	223,970,768	2,880,124,497	501,069,629,319
第322計算期間	170,112,311	3,504,726,269	497,735,015,361
第323計算期間	211,439,141	4,222,373,821	493,724,080,681
第324計算期間	171,868,232	3,926,228,453	489,969,720,460
第325計算期間	155,093,950	3,319,608,081	486,805,206,329
第326計算期間	210,966,836	4,139,448,443	482,876,724,722
第327計算期間	149,795,365	2,998,572,498	480,027,947,589
第328計算期間	152,469,584	3,542,767,426	476,637,649,747
第329計算期間	139,809,033	2,753,927,769	474,023,531,011
第330計算期間	153,563,990	3,023,801,177	471,153,293,824
第331計算期間	218,248,776	3,688,110,659	467,683,431,941
第332計算期間	134,909,471	4,031,938,074	463,786,403,338
第333計算期間	197,124,188	4,057,651,311	459,925,876,215
第334計算期間	152,554,944	4,199,772,781	455,878,658,378
第335計算期間	151,366,419	4,551,137,845	451,478,886,952
第336計算期間	185,861,055	6,264,460,251	445,400,287,756
第337計算期間	141,793,990	3,570,612,941	441,971,468,805
第338計算期間	223,134,344	3,555,824,926	438,638,778,223
第339計算期間	154,980,690	3,395,133,259	435,398,625,654
第340計算期間	182,563,340	3,698,554,276	431,882,634,718
第341計算期間	153,186,946	2,674,151,145	429,361,670,519

（参考）

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

2026年 5月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	108,152,780,111	40.13
	フランス	25,925,405,657	9.62
	イギリス	20,365,866,538	7.56
	スペイン	12,990,273,036	4.82
	日本	11,680,105,000	4.33
	ドイツ	11,579,537,384	4.30
	ポーランド	8,236,847,252	3.06
	オランダ	8,130,543,398	3.02
	中国	8,099,920,180	3.01
	ノルウェー	4,531,262,312	1.68
	シンガポール	4,432,291,867	1.64
	アイルランド	3,543,335,024	1.31
	オーストリア	2,776,464,538	1.03
	ニュージーランド	2,391,745,342	0.89
	スウェーデン	1,962,602,661	0.73
	オーストラリア	1,667,224,728	0.62
	イスラエル	1,327,500,987	0.49
	韓国	1,212,215,768	0.45
	フィンランド	962,075,587	0.36
	ベルギー	960,580,615	0.36
	ポルトガル	691,587,473	0.26
	カナダ	362,017,521	0.13
	デンマーク	242,236,823	0.09
小計		242,224,419,802	89.87
地方債証券	カナダ	2,628,812,087	0.98
特殊債券	メキシコ	15,410,629,933	5.72
	オーストラリア	1,447,655,565	0.54
小計		16,858,285,498	6.25
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	7,821,086,206	2.90
純資産総額		269,532,603,593	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2026年 5月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 440815	80,000,000	12,140.41	9,712,330,063	12,402.53	9,922,027,500	3.125000	2044/8/15	3.68
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 300225	50,000,000	18,358.44	9,179,220,701	18,487.33	9,243,667,929	2.750000	2030/2/25	3.43

フランス	国債証券	2 O.A.T 321125	50,000,000	17,038.69	8,519,345,609	17,272.35	8,636,179,126	2.000000	2032/11/25	3.20
スペイン	国債証券	3.55 SPAIN GOVT 331031	45,000,000	18,830.90	8,473,906,530	19,073.70	8,583,167,626	3.550000	2033/10/31	3.18
アメリカ	国債証券	4.125 T-BOND 530815	60,000,000	13,521.68	8,113,013,226	13,825.21	8,295,128,765	4.125000	2053/8/15	3.08
ドイツ	国債証券	2 SCHATS 271216	45,000,000	18,365.58	8,264,512,685	18,413.74	8,286,185,194	2.000000	2027/12/16	3.07
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 291031	50,000,000	15,907.24	7,953,623,242	15,948.96	7,974,480,938	4.125000	2029/10/31	2.96
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 300831	50,000,000	15,865.84	7,932,921,270	15,926.85	7,963,429,472	4.125000	2030/8/31	2.95
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 290731	50,000,000	15,862.10	7,931,053,378	15,897.28	7,948,642,304	4.000000	2029/7/31	2.95
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 291031	50,000,000	15,844.36	7,922,181,094	15,887.94	7,943,972,735	4.000000	2029/10/31	2.95
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 350815	50,000,000	15,564.18	7,782,092,266	15,730.11	7,865,055,957	4.250000	2035/8/15	2.92
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	40,000,000	15,097.84	6,039,137,656	15,215.20	6,086,082,984	3.500000	2033/2/15	2.26
イギリス	国債証券	3.25 GILT 330131	28,000,000	19,462.84	5,449,597,422	19,854.57	5,559,280,594	3.250000	2033/1/31	2.06
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 330815	35,000,000	15,383.00	5,384,051,012	15,510.63	5,428,723,781	3.875000	2033/8/15	2.01
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 351115	35,000,000	15,231.70	5,331,097,407	15,403.54	5,391,242,227	4.000000	2035/11/15	2.00
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 310731	30,000,000	15,821.01	4,746,304,231	15,900.70	4,770,212,731	4.125000	2031/7/31	1.77
ポーランド	国債証券	4.5 POLAND 310125	110,000,000	4,234.21	4,657,636,860	4,272.73	4,700,010,357	4.500000	2031/1/25	1.74
アメリカ	国債証券	3.375 T-NOTE 330515	30,000,000	14,935.96	4,480,789,102	15,057.37	4,517,212,219	3.375000	2033/5/15	1.68
メキシコ	特殊債券	7.5 INTL FINAN 280118	484,410,000	917.61	4,445,037,490	918.41	4,448,871,225	7.500000	2028/1/18	1.65
スペイン	国債証券	3.45 SPAIN GOVT 430730	25,000,000	17,245.10	4,311,275,237	17,628.42	4,407,105,410	3.450000	2043/7/30	1.64
オランダ	国債証券	2.5 NETH GOVT 330715	20,000,000	17,888.10	3,577,621,785	18,120.85	3,624,171,388	2.500000	2033/7/15	1.34
ドイツ	国債証券	2.9 BUND 560815	20,000,000	16,000.03	3,200,006,056	16,466.76	3,293,352,190	2.900000	2056/8/15	1.22
メキシコ	特殊債券	7 INTL FINAN 270720	351,000,000	914.95	3,211,474,850	917.84	3,221,649,705	7.000000	2027/7/20	1.20
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 301130	20,000,000	16,020.87	3,204,174,836	16,085.93	3,217,187,531	4.375000	2030/11/30	1.19
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 280831	20,000,000	16,030.21	3,206,042,696	16,050.13	3,210,027,446	4.375000	2028/8/31	1.19
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 290930	20,000,000	15,789.26	3,157,852,117	15,829.41	3,165,883,875	3.875000	2029/9/30	1.17
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	20,000,000	15,699.60	3,139,920,743	15,814.47	3,162,895,313	4.125000	2032/11/15	1.17
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 290315	20,000,000	15,670.65	3,134,130,390	15,701.78	3,140,356,578	3.500000	2029/3/15	1.17
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 360525	21,000,000	14,598.97	3,065,784,112	14,912.59	3,131,644,279	1.250000	2036/5/25	1.16
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 320930	20,000,000	15,491.64	3,098,329,898	15,599.98	3,119,996,992	3.875000	2032/9/30	1.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2026年 5月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	89.87
地方債証券	0.98
特殊債券	6.25
合計	97.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

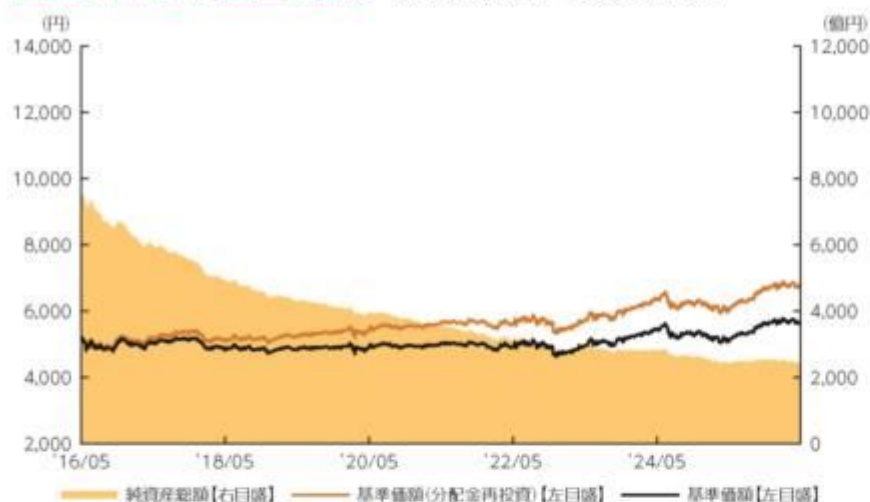
参考情報



運用実績

2026年5月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2016年5月31日～2026年5月29日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
 ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	5,719円
純資産総額	2,448億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年5月	5円
2026年4月	5円
2026年3月	5円
2026年2月	5円
2026年1月	5円
2025年12月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	9,426円

・分配金は1万口当たり、税引前

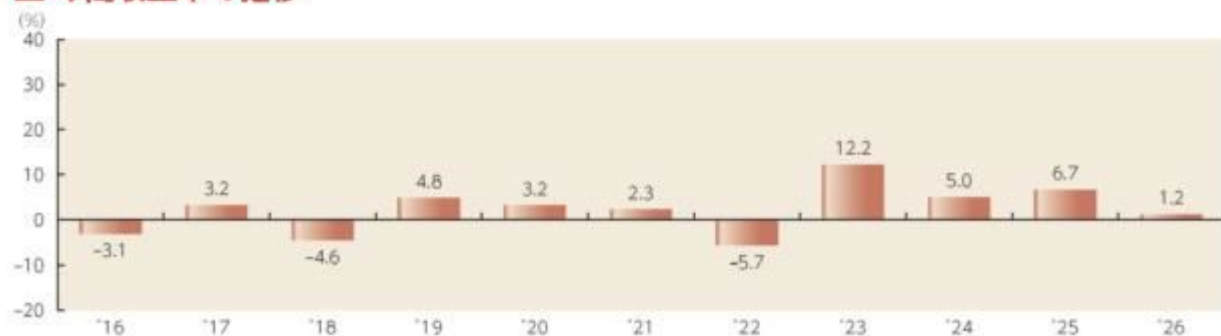
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	40.2%
2 ユーロ	25.9%
3 イギリスポンド	7.6%
4 メキシコペソ	5.9%
5 円	5.1%
6 ポーランドズロチ	3.1%
7 中国元	3.0%
8 ノルウェークローネ	1.7%
9 シンガポールドル	1.7%
10 スウェーデンクローネ	1.3%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 3.125 T-BOND 440815	国債	アメリカ	3.7%
2 2.75 O.A.T 300225	国債	フランス	3.4%
3 2 O.A.T 321125	国債	フランス	3.2%
4 3.55 SPAIN GOVT 331031	国債	スペイン	3.2%
5 4.125 T-BOND 530815	国債	アメリカ	3.1%
6 2 SCHATS 271216	国債	ドイツ	3.1%
7 4.125 T-NOTE 291031	国債	アメリカ	2.9%
8 4.125 T-NOTE 300831	国債	アメリカ	2.9%
9 4 T-NOTE 290731	国債	アメリカ	2.9%
10 4 T-NOTE 291031	国債	アメリカ	2.9%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
 ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■ 年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
 ・2026年は年初から5月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

<訂正後>

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2025年11月18日から2026年5月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）		
	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年5月18日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,277,412,802	1,225,306,337
親投資信託受益証券	250,758,201,994	240,572,538,940
未収入金	338,269,821	161,398,197
未収利息	16,448	24,170
流動資産合計	252,373,901,065	241,959,267,644
資産合計	252,373,901,065	241,959,267,644
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	225,739,443	214,680,835
未払解約金	338,522,426	156,504,991
未払受託者報酬	11,755,342	11,454,604
未払委託者報酬	282,128,181	274,910,488
その他未払費用	623,022	607,085
流動負債合計	858,768,414	658,158,003
負債合計	858,768,414	658,158,003
純資産の部		
元本等		
元本	451,478,886,952	429,361,670,519
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	199,963,754,301	188,060,560,878
（分配準備積立金）	10,981,965,270	12,490,816,192
元本等合計	251,515,132,651	241,301,109,641
純資産合計	251,515,132,651	241,301,109,641
負債純資産合計	252,373,901,065	241,959,267,644

（2）【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月17日	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月18日
営業収益		
受取利息	2,062,883	2,981,785
有価証券売買等損益	24,266,652,579	5,349,166,443
営業収益合計	24,268,715,462	5,352,148,228
営業費用		
受託者報酬	67,779,788	68,366,979
委託者報酬	1,626,714,816	1,640,807,321
その他費用	3,592,263	3,623,390
営業費用合計	1,698,086,867	1,712,797,690
営業利益又は営業損失（ ）	22,570,628,595	3,639,350,538
経常利益又は経常損失（ ）	22,570,628,595	3,639,350,538
当期純利益又は当期純損失（ ）	22,570,628,595	3,639,350,538
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	90,848,138	62,394,987
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	231,636,909,297	199,963,754,301
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,050,780,421	10,088,728,887
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,050,780,421	10,088,728,887
剰余金減少額又は欠損金増加額	472,452,610	451,164,285
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	472,452,610	451,164,285
分配金	1,384,953,272	1,311,326,730
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	199,963,754,301	188,060,560,878

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月17日および11月17日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は2025年11月18日から2026年 5月18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月18日現在]
1. 期首元本額	474,023,531,011円	451,478,886,952円
期中追加設定元本額	1,007,767,788円	1,041,520,365円
期中一部解約元本額	23,552,411,847円	23,158,736,798円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	199,963,754,301円	188,060,560,878円
3. 受益権の総数	451,478,886,952口	429,361,670,519口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

（損益及／＼剰余金計算書に附して記載）

前期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月17日	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月18日																														
1. 分配金の計算過程 第330期 2025年 5月20日 2025年 6月17日	1. 分配金の計算過程 第336期 2025年11月18日 2025年12月17日																														
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>677,728,969円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,804,499,774円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>8,886,908,984円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	677,728,969円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	4,804,499,774円	分配準備積立金額	D	8,886,908,984円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>574,907,841円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,564,716,665円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>10,829,620,807円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	574,907,841円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	4,564,716,665円	分配準備積立金額	D	10,829,620,807円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	677,728,969円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	4,804,499,774円																													
分配準備積立金額	D	8,886,908,984円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	574,907,841円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	4,564,716,665円																													
分配準備積立金額	D	10,829,620,807円																													

前期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月17日			当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月18日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,369,137,727円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,969,245,313円
当ファンドの期末残存口数	F	471,153,293,824口	当ファンドの期末残存口数	F	445,400,287,756口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	304円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	358円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金額	I=F*H/10,000	235,576,646円	収益分配金額	I=F*H/10,000	222,700,143円
第331期 2025年 6月18日 2025年 7月17日			第337期 2025年12月18日 2026年 1月19日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	699,617,968円	費用控除後の配当等収益額	A	730,405,096円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,773,575,813円	収益調整金額	C	4,533,234,745円
分配準備積立金額	D	9,256,057,064円	分配準備積立金額	D	11,092,206,779円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,729,250,845円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,355,846,620円
当ファンドの期末残存口数	F	467,683,431,941口	当ファンドの期末残存口数	F	441,971,468,805口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	314円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	370円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金額	I=F*H/10,000	233,841,715円	収益分配金額	I=F*H/10,000	220,985,734円
第332期 2025年 7月18日 2025年 8月18日			第338期 2026年 1月20日 2026年 2月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	488,856,090円	費用控除後の配当等収益額	A	397,966,205円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,736,693,085円	収益調整金額	C	4,505,034,622円
分配準備積立金額	D	9,638,040,444円	分配準備積立金額	D	11,508,315,741円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,863,589,619円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,411,316,568円
当ファンドの期末残存口数	F	463,786,403,338口	当ファンドの期末残存口数	F	438,638,778,223口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	320円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	374円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金額	I=F*H/10,000	231,893,201円	収益分配金額	I=F*H/10,000	219,319,389円
第333期 2025年 8月19日 2025年 9月17日			第339期 2026年 2月18日 2026年 3月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	654,585,605円	費用控除後の配当等収益額	A	586,379,535円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,701,592,075円	収益調整金額	C	4,475,981,225円
分配準備積立金額	D	9,808,455,918円	分配準備積立金額	D	11,596,525,828円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,164,633,598円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,658,886,588円
当ファンドの期末残存口数	F	459,925,876,215口	当ファンドの期末残存口数	F	435,398,625,654口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	329円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	382円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金額	I=F*H/10,000	229,962,938円	収益分配金額	I=F*H/10,000	217,699,312円
第334期 2025年 9月18日 2025年10月17日			第340期 2026年 3月18日 2026年 4月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	693,076,260円	費用控除後の配当等収益額	A	675,809,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,663,711,009円	収益調整金額	C	4,444,977,813円
分配準備積立金額	D	10,139,658,512円	分配準備積立金額	D	11,863,596,721円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,496,445,781円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,984,383,935円
当ファンドの期末残存口数	F	455,878,658,378口	当ファンドの期末残存口数	F	431,882,634,718口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	339円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	393円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金額	I=F*H/10,000	227,939,329円	収益分配金額	I=F*H/10,000	215,941,317円
第335期 2025年10月18日 2025年11月17日			第341期 2026年 4月18日 2026年 5月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	708,756,946円	費用控除後の配当等収益額	A	458,320,971円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,622,321,030円	収益調整金額	C	4,423,516,042円
分配準備積立金額	D	10,498,947,767円	分配準備積立金額	D	12,247,176,056円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,830,025,743円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,129,013,069円

前期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月17日			当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月18日		
当ファンドの期末残存口数	F	451,478,886,952口	当ファンドの期末残存口数	F	429,361,670,519口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	350円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	398円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	225,739,443円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	214,680,835円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 5月20日 至 2025年11月17日	当期 自 2025年11月18日 至 2026年 5月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月18日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月18日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	4,605,103,372	5,051,635,380
合計	4,605,103,372	5,051,635,380

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [2025年11月17日現在]	当期 [2026年 5月18日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5571円 (5,571円)	0.5620円 (5,620円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	84,334,480,453	240,572,538,940	
合 計		84,334,480,453	240,572,538,940	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2026年 5月18日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	4,790,481,762
金銭信託	6,983
コール・ローン	798,445,325
国債証券	237,710,680,275
地方債証券	2,576,105,708
特殊債券	16,721,709,726
派生商品評価勘定	1,201,997
未収利息	2,874,598,809
前払費用	354,134,334
流動資産合計	265,827,364,919
資産合計	265,827,364,919
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,132,639
未払解約金	194,815,772
流動負債合計	202,948,411
負債合計	202,948,411

[2026年 5月18日現在]

純資産の部	
元本等	
元本	93,117,900,872
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	172,506,515,636
元本等合計	265,624,416,508
純資産合計	265,624,416,508
負債純資産合計	265,827,364,919

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2026年 5月18日現在]
1. 期首	2025年11月18日
期首元本額	98,939,453,595円
期中追加設定元本額	523,436,174円
期中一部解約元本額	6,344,988,897円
元本の内訳	
グローバル・ソブリン・オープン（DC年金）	1,135,999,689円
グローバル・ソブリン・オープン VA（適格機関投資家専用）	155,983,122円
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）	84,334,480,453円
グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）	5,502,318,780円
グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）	1,169,328,636円
グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型）	725,635,317円
グローバル・ソブリン・オープン VA2（適格機関投資家専用）	67,256,055円
グローバル・ソブリン・オープン VA3（適格機関投資家専用）	26,898,820円
合計	93,117,900,872円
2. 受益権の総数	93,117,900,872口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年11月18日 至 2026年 5月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2026年 5月18日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2026年 5月18日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	3,897,263,198
地方債証券	40,875,525
特殊債券	80,491,163
合計	4,018,629,886

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2026年 5月18日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	韓国ウォン	325,193,639	—	317,061,000	8,132,639
	売建				
	アメリカドル	325,193,639	—	323,991,642	1,201,997
合計		650,387,278	—	641,052,642	6,930,642

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2026年 5月18日現在]
1口当たり純資産額	2.8526円

	[2026年 5月18日現在]
(1万口当たり純資産額)	(28,526円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	第 4 8 2 回利付国債 (2 年)	1,500,000,000	1,498,035,000	
		第 7 5 回利付国債 (3 0 年)	4,000,000,000	2,253,080,000	
		第 8 0 回利付国債 (3 0 年)	2,500,000,000	1,581,425,000	
		第 8 3 回利付国債 (3 0 年)	1,500,000,000	1,040,340,000	
		第 8 6 回利付国債 (3 0 年)	1,000,000,000	723,280,000	
		第 1 8 8 回利付国債 (2 0 年)	2,000,000,000	1,492,580,000	
		第 1 8 9 回利付国債 (2 0 年)	1,500,000,000	1,171,875,000	
		第 1 9 3 回利付国債 (2 0 年)	2,000,000,000	1,694,540,000	
円合計			16,000,000,000	11,455,155,000	
アメリカドル	国債証券	3.125 T-BOND 440815	80,000,000.00	60,934,375.20	
		3.375 T-NOTE 330515	30,000,000.00	28,112,109.30	
		3.5 T-NOTE 290315	20,000,000.00	19,663,281.20	
		3.5 T-NOTE 330215	40,000,000.00	37,889,062.40	
		3.875 T-NOTE 290930	20,000,000.00	19,812,109.40	
		3.875 T-NOTE 320930	20,000,000.00	19,438,671.80	
		3.875 T-NOTE 330815	35,000,000.00	33,779,101.65	
		4 T-NOTE 290731	50,000,000.00	49,758,789.00	
		4 T-NOTE 291031	50,000,000.00	49,703,125.00	
		4 T-NOTE 300228	15,000,000.00	14,893,066.35	
		4 T-NOTE 351115	35,000,000.00	33,446,875.00	
		4.125 T-BOND 530815	60,000,000.00	50,900,390.40	
		4.125 T-NOTE 291031	50,000,000.00	49,900,390.50	
		4.125 T-NOTE 300831	50,000,000.00	49,770,508.00	
		4.125 T-NOTE 310731	30,000,000.00	29,777,929.80	
		4.125 T-NOTE 321115	20,000,000.00	19,699,609.40	
		4.25 T-BOND 540215	8,000,000.00	6,931,875.04	
		4.25 T-NOTE 350815	50,000,000.00	48,824,219.00	
		4.375 T-NOTE 280831	20,000,000.00	20,114,453.20	
		4.375 T-NOTE 301130	20,000,000.00	20,102,734.40	
		4.625 T-BOND 540515	5,000,000.00	4,613,671.90	
		4.75 T-BOND 560215	5,000,000.00	4,713,671.90	
アメリカドル合計			713,000,000.00	672,780,019.84 (106,965,295,354)	
	国債証券	4 CAN GOVT 410601	3,000,000.00	3,046,875.96	

カナダドル	国債証券 小計		3,000,000.00	3,046,875.96 (351,975,110)	
	地方債証券	4.15 BRITISH COL 340618	7,000,000.00	7,084,052.99	
		4.15 ONTARIO 340602	15,000,000.00	15,216,031.05	
	地方債証券 小計		22,000,000.00	22,300,084.04 (2,576,105,708)	
カナダドル合計			25,000,000.00	25,346,960.00 (2,928,080,818)	
オーストラリアドル	国債証券	2.75 AUST GOVT 271121	15,000,000.00	14,569,650.00	
	国債証券 小計		15,000,000.00	14,569,650.00 (1,649,575,773)	
	特殊債券	2.25 VICTORIA 341120	4,000,000.00	3,103,320.00	
		5.25 VICTORIA 380915	10,000,000.00	9,404,500.00	
	特殊債券 小計		14,000,000.00	12,507,820.00 (1,416,135,380)	
オーストラリアドル合計			29,000,000.00	27,077,470.00 (3,065,711,153)	
イギリスポンド	国債証券	1.5 GILT 530731	20,000,000.00	8,206,676.00	
		3.25 GILT 330131	28,000,000.00	25,429,759.32	
		3.75 GILT 380129	8,000,000.00	6,872,421.52	
		4 GILT 290522	7,000,000.00	6,881,371.21	
		4 GILT 311022	10,000,000.00	9,655,421.60	
		4.25 GILT 461207	5,000,000.00	4,087,479.80	
		4.375 GILT 280307	6,000,000.00	5,983,272.54	
		4.5 GILT 350307	9,000,000.00	8,620,849.62	
		4.625 GILT 340131	10,000,000.00	9,769,890.80	
		4.75 GILT 431022	8,000,000.00	7,153,000.72	
イギリスポンド合計			111,000,000.00	92,660,143.13 (19,605,033,083)	
シンガポールドル	国債証券	1.625 SINGAPORGOV 310701	8,000,000.00	7,892,000.00	
		2.625 SINGAPORGOV 320801	8,000,000.00	8,300,000.00	
		2.875SINGAPORGOVT 300901	10,000,000.00	10,455,300.00	
		3.375 SINGAPORGOV 330901	8,000,000.00	8,708,000.00	
シンガポールドル合計			34,000,000.00	35,355,300.00 (4,385,824,965)	
ニュージーランドドル	国債証券	1.75 NZ GOVT 410515	15,000,000.00	9,772,595.10	
		3.5 NZ GOVT 330414	13,000,000.00	12,240,931.82	
		4.25 NZ GOVT 340515	3,000,000.00	2,933,711.46	
ニュージーランドドル合計			31,000,000.00	24,947,238.38 (2,311,112,163)	
スウェーデンクローネ	国債証券	0.75 SWD GOVT 291112	120,000,000.00	113,289,600.00	
			120,000,000.00	113,289,600.00	

スウェーデンクローネ合計				(1,902,132,384)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	40,000,000.00	33,804,763.60	
		1.75 NORWE GOVT 290906	190,000,000.00	173,227,121.10	
		2.125 NORWE GOVT 320518	20,000,000.00	17,499,062.60	
		3 NORWE GOVT 330815	40,000,000.00	36,372,429.20	
ノルウェークローネ合計			290,000,000.00	260,903,376.50 (4,448,402,569)	
デンマーククローネ	国債証券	2.25 DMK GOVT 331115	10,000,000.00	9,625,154.80	
デンマーククローネ合計			10,000,000.00	9,625,154.80 (237,645,072)	
メキシコペソ	特殊債券	4.5 EIB 280216	150,000,000.00	141,972,000.00	
		6.75 IBRD 270617	290,000,000.00	287,778,600.00	
		7 INTL FINAN 270720	351,000,000.00	348,974,730.00	
		7.07 IBRD 290626	320,000,000.00	308,720,000.00	
		7.25 IBRD 270121	100,000,000.00	100,285,000.00	
		7.5 INTL FINAN 280118	484,410,000.00	483,019,743.30	
メキシコペソ合計			1,695,410,000.00	1,670,750,073.30 (15,305,574,346)	
韓国ウォン	国債証券	3.25 KOREA TREASU 351210	3,000,000,000.00	2,775,134,460.00	
		3.375 KOREA TREAS 310310	6,000,000,000.00	5,830,991,940.00	
韓国ウォン合計			9,000,000,000.00	8,606,126,400.00 (909,719,197)	
イスラエルシェケル	国債証券	1.3 ISRAEL FIXED 320430	10,000,000.00	8,682,136.60	
		1.5 ISRAEL FIXED 370531	6,000,000.00	4,741,467.42	
		2.8 ISRAEL FIXED 521129	4,000,000.00	3,020,494.32	
		3.75 ISRAEL FIXED 470331	4,000,000.00	3,701,388.36	
		4 ISRAEL FIXED BO 350330	3,000,000.00	3,024,525.00	
イスラエルシェケル合計			27,000,000.00	23,170,011.70 (1,261,231,782)	
ポーランドズロチ	国債証券	4.5 POLAND 300725	30,000,000.00	29,149,892.70	
		4.5 POLAND 310125	110,000,000.00	106,064,378.20	
		4.75 POLAND 290725	10,000,000.00	9,916,196.60	
		6 POLAND 331025	40,000,000.00	40,630,468.00	
ポーランドズロチ合計			190,000,000.00	185,760,935.50 (8,066,520,015)	
中国元	国債証券	1.83 CHINA GOVT 350825	50,000,000.00	50,290,200.00	
		1.98 CHINA GOVT 450425	20,000,000.00	19,246,101.20	
		2.04 CHINA GOVT 341125	60,000,000.00	61,591,236.00	
		2.33 CHINA GOVT 440815	20,000,000.00	20,369,116.00	
		2.47 CHINA GOVT 540725	70,000,000.00	72,360,561.00	
		2.49 CHINA GOVT 440525	80,000,000.00	83,468,752.00	
		3.12 CHINA GOVT 521025	30,000,000.00	34,779,612.00	

中国元合計			330,000,000.00	342,105,578.20 (7,980,433,664)	
ユーロ	国債証券	0.5 O.A.T 400525	5,000,000.00	3,079,037.50	
		0.75 O.A.T 530525	32,000,000.00	13,301,616.00	
		1.125 FINNISH GOV 340415	6,000,000.00	5,103,408.00	
		1.25 O.A.T 360525	21,000,000.00	16,512,895.14	
		1.3 IRISH GOVT 330515	5,000,000.00	4,450,775.00	
		1.6 BEL GOVT 470622	8,000,000.00	5,010,843.36	
		1.65 PORTUGUESE 320716	4,000,000.00	3,680,952.00	
		2 O.A.T 321125	50,000,000.00	45,886,812.50	
		2 SCHATS 271216	45,000,000.00	44,514,234.00	
		2.5 NETH GOVT 330715	20,000,000.00	19,269,750.00	
		2.5 NETH GOVT 340715	10,000,000.00	9,547,362.50	
		2.6 IRISH GOVT 341018	15,000,000.00	14,349,060.00	
		2.75 NETH GOVT 360715	15,000,000.00	14,341,128.75	
		2.75 O.A.T 300225	50,000,000.00	49,441,025.00	
		2.9 AUSTRIA GOVT 330220	15,000,000.00	14,781,528.75	
		2.9 BUND 560815	20,000,000.00	17,235,840.00	
		3.45 SPAIN GOVT 430730	25,000,000.00	23,221,346.75	
		3.55 SPAIN GOVT 331031	45,000,000.00	45,642,069.00	
		3.6 O.A.T 420525	10,000,000.00	9,255,135.00	
		ユーロ合計			401,000,000.00
合計				257,008,495,709 (245,553,340,709)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 22銘柄	100.00%	41.62%
カナダドル	国債証券 1銘柄	12.02%	0.14%
	地方債証券 2銘柄	87.98%	1.00%
オーストラリアドル	国債証券 1銘柄	53.81%	0.64%
	特殊債券 2銘柄	46.19%	0.55%
イギリスポンド	国債証券 10銘柄	100.00%	7.63%
シンガポールドル	国債証券 4銘柄	100.00%	1.71%
ニュージーランドドル	国債証券 3銘柄	100.00%	0.90%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.74%
ノルウェークローネ	国債証券 4銘柄	100.00%	1.73%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.09%
メキシコペソ	特殊債券 6銘柄	100.00%	5.96%

韓国ウォン	国債証券	2銘柄	100.00%	0.35%
イスラエルシェケル	国債証券	5銘柄	100.00%	0.49%
ポーランドズロチ	国債証券	4銘柄	100.00%	3.14%
中国元	国債証券	7銘柄	100.00%	3.11%
ユーロ	国債証券	19銘柄	100.00%	25.75%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2026年 5月29日現在

（単位：円）

資産総額	245,091,998,448
負債総額	279,294,679
純資産総額（ - ）	244,812,703,769
発行済口数	428,100,268,578口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.5719
（10,000口当たり）	（5,719）

（参考）

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2026年 5月29日現在

（単位：円）

資産総額	269,723,796,296
負債総額	191,192,703
純資産総額（ - ）	269,532,603,593
発行済口数	92,815,507,519口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.9040
（10,000口当たり）	（29,040）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

< 更新後 >

（１）資本金の額等

2026年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・ 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィード

バックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年 5月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	795	63,277,112
追加型公社債投資信託	17	1,642,481
単位型株式投資信託	50	274,248
単位型公社債投資信託	36	97,311
合 計	898	65,291,152

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け

ております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)				
		第40期	第41期	
		(2025年3月31日現在)	(2026年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		37,354		38,323
有価証券		700		3,347
前払費用		770		937
未収入金		25		0
未収委託者報酬		24,418		29,726
未収収益	2	1,005	2	1,081
金銭の信託		1,650		3,151
その他		398		526
流動資産合計		66,325		77,094
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,762	1	2,581
器具備品	1	1,045	1	1,542
土地		628		628
建設仮勘定		747		6
有形固定資産合計		5,184		4,758
無形固定資産				
ソフトウェア		4,452		4,732
ソフトウェア仮勘定		1,003		861
無形固定資産合計		5,456		5,594
投資その他の資産				
投資有価証券		10,302		17,107
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,712	1	1,641
長期差入保証金		690		689
繰延税金資産		1,640		1,362
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		14,526		20,981
固定資産合計		25,166		31,334
資産合計		91,491		108,428

(単位：百万円)				
		第40期	第41期	
		(2025年3月31日現在)	(2026年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		474		567
未払金				

未払収益分配金		114		130
未払償還金		151		166
未払手数料		8,878		11,249
その他未払金	2	819	2	1,817
未払費用	2	10,352	2	11,814
未払消費税等		1,211		1,352
未払法人税等		3,187		4,562
賞与引当金		1,308		1,636
役員賞与引当金		259		307
その他		1		0
流動負債合計		26,761		33,606
固定負債				
退職給付引当金		1,654		1,726
役員退職慰労引当金		25		11
時効後支払損引当金		244		240
資産除去債務		1,444		1,460
その他		29		29
固定負債合計		3,398		3,467
負債合計		30,159		37,074
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,846		21,587
利益剰余金合計		13,189		21,929
株主資本合計		59,921		68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0
営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204

その他	22	34
営業外収益合計	390	563
営業外費用		
投資有価証券償還損	7	10
時効後支払損引当金繰入	15	-
事務過誤費	7	23
賃貸関連費用	188	182
投資事業組合運用損	-	19
その他	9	0
営業外費用合計	227	236
経常利益	17,592	21,707
特別利益		
投資有価証券売却益	739	326
特別利益合計	739	326
特別損失		
投資有価証券売却損	138	14
投資有価証券評価損	-	37
固定資産除却損	2 18	2 2
固定資産売却損	1 6	-
減損損失	4 1,306	-
事業譲渡関連損失	5 491	-
特別損失合計	1,961	54
税引前当期純利益	16,371	21,979
法人税、住民税及び事業税	3 5,356	3 6,780
法人税等調整額	344	312
法人税等合計	5,011	6,468
当期純利益	11,359	15,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金

	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921

当期変動額				
剰余金の配当		6,770	6,770	6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向け

て、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	6百万円	-
計	6百万円	-

2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	-	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	-	-
電話加入権	15百万円	-
計	18百万円	2百万円

3. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

4. 減損損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

5. 事業譲渡関連損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,770百万円
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	12,408百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	58,647円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月26日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の

ない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

（注1） 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注3） 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

（注4） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	3,347	3,347	-
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	-
(3) 投資有価証券	16,751	16,751	-
資産計	23,250	23,250	-

（注1） 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注3） 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。

（注4） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	-	-	-
金銭の信託	3,151	-	-	-
未収委託者報酬	29,726	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	-	-	-
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（（1）＊参照）。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	-	3,347
金銭の信託	-	3,151	-	3,151
投資有価証券（＊）	5,740	10,711	-	16,451
資産計	7,739	15,210	-	22,950

（＊）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	-	-	0	300	-	-	300	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,593	2,884	290
	小計	2,593	2,884	290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	1,999	1,999	0
	その他	3,762	4,091	328
	小計	5,761	6,090	329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,780	326	14

合計	1,780	326	14
----	-------	-----	----

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	207	239
退職給付の支払額	236	286
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	62	144
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	116	154
退職給付制度終了に伴う調整額	8	-
年金資産の期末残高	2,350	2,383

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	2,350	2,383
	332	620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	92	27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の費用処理額	43	64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	204	205

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67

役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339
繰延税金資産 小計	2,290	2,603
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	648	1,238
その他	1	2
繰延税金負債 合計	649	1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	42 百万円	その他 未払金	43 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	508 百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
親	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	251 百万円	その他 未払金	215 百万円

会社						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	647 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル 預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預 金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,693 百万円 460 百万円	未払手数料 未払費用	1,169 百万円 262 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,038 百万円	未払手数料	1,350 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	9,745 百万円	未払手数料	1,832 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
1株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	-	-

普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 更新後 >

（１）受託会社

名称：株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

資本金の額：279,928百万円（2025年９月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 （2025年９月末現在）	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,771,093 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
Pay Pay 銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	38,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森みちのく銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山形銀行	12,008 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,658 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社常陽銀行	85,113 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二長野銀行	52,243 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	6,730 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北國銀行	26,673 百万円	銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	46,773 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,461 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	42,103 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社鳥取銀行	9,061	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑邦銀行	8,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大分銀行	19,598	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社琉球銀行	56,967	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西日本シティ銀行	85,745	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	87,550	百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
オリックス銀行株式会社	45,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	24,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社仙台銀行	22,735	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	19,638	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大東銀行	14,743	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東和銀行	38,653	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東京スター銀行	26,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社神奈川銀行	6,191	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社富山第一銀行	10,182	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社あいち銀行	18,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社トマト銀行	14,310	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社徳島大正銀行	14,173	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社香川銀行	14,105	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社高知銀行	15,444	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社長崎銀行	7,621	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社豊和銀行	13,495	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	8,752	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	百万円	銀行業務を営んでいます。
信金中央金庫	890,998	百万円	金融業務を営んでいます。
岐阜信用金庫	19,993	百万円	金融業務を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,054	百万円	金融業務を営んでいます。
全国信用協同組合連合会	123,715	百万円	金融業務を営んでいます。
労働金庫連合会	160,000	百万円	金融業務を営んでいます。
農林中央金庫	4,817,427	百万円	金融業務を営んでいます。
東京都信用農業協同組合連合会	135,683	百万円	金融業務を営んでいます。
長野県信用農業協同組合連合会	105,381	百万円	金融業務を営んでいます。
静岡県信用農業協同組合連合会	161,302	百万円	金融業務を営んでいます。
滋賀県信用農業協同組合連合会	40,771	百万円	金融業務を営んでいます。
大阪府信用農業協同組合連合会	140,690	百万円	金融業務を営んでいます。
和歌山県信用農業協同組合連合会	57,883	百万円	金融業務を営んでいます。

仙台農業協同組合	6,664	百万円	金融業務を営んでいます。
みやぎ登米農業協同組合	5,948	百万円	金融業務を営んでいます。
新みやぎ農業協同組合	9,926	百万円	金融業務を営んでいます。
いしのまき農業協同組合	4,669	百万円	金融業務を営んでいます。
みやぎ仙南農業協同組合	3,586	百万円	金融業務を営んでいます。
秋田しんせい農業協同組合	4,895	百万円	金融業務を営んでいます。
庄内たがわ農業協同組合	3,917	百万円	金融業務を営んでいます。
ふくしま未来農業協同組合	16,566	百万円	金融業務を営んでいます。
はが野農業協同組合	3,883	百万円	金融業務を営んでいます。
那須南農業協同組合	1,156	百万円	金融業務を営んでいます。
佐波伊勢崎農業協同組合	2,438	百万円	金融業務を営んでいます。
さいたま農業協同組合	8,129	百万円	金融業務を営んでいます。
いるま野農業協同組合	5,312	百万円	金融業務を営んでいます。
埼玉中央農業協同組合	2,260	百万円	金融業務を営んでいます。
くまがや農業協同組合	2,678	百万円	金融業務を営んでいます。
ほくさい農業協同組合	3,028	百万円	金融業務を営んでいます。
越谷市農業協同組合	1,891	百万円	金融業務を営んでいます。
南彩農業協同組合	2,858	百万円	金融業務を営んでいます。
埼玉みずほ農業協同組合	1,501	百万円	金融業務を営んでいます。
さいかつ農業協同組合	1,784	百万円	金融業務を営んでいます。
ふかや農業協同組合	1,610	百万円	金融業務を営んでいます。
横浜農業協同組合	11,399	百万円	金融業務を営んでいます。
セレサ川崎農業協同組合	2,443	百万円	金融業務を営んでいます。
よこすか葉山農業協同組合	1,285	百万円	金融業務を営んでいます。
さがみ農業協同組合	4,903	百万円	金融業務を営んでいます。
湘南農業協同組合	3,063	百万円	金融業務を営んでいます。
かながわ西湘農業協同組合	2,322	百万円	金融業務を営んでいます。
厚木市農業協同組合	2,323	百万円	金融業務を営んでいます。
相模原市農業協同組合	818	百万円	金融業務を営んでいます。
神奈川つくい農業協同組合	722	百万円	金融業務を営んでいます。
長野八ヶ岳農業協同組合	3,835	百万円	金融業務を営んでいます。
信州諏訪農業協同組合	5,870	百万円	金融業務を営んでいます。
上伊那農業協同組合	7,813	百万円	金融業務を営んでいます。
みなみ信州農業協同組合	4,222	百万円	金融業務を営んでいます。
大北農業協同組合	2,977	百万円	金融業務を営んでいます。
グリーン長野農業協同組合	3,724	百万円	金融業務を営んでいます。
中野市農業協同組合	2,519	百万円	金融業務を営んでいます。
ながの農業協同組合	13,070	百万円	金融業務を営んでいます。
北新潟農業協同組合	6,849	百万円	金融業務を営んでいます。
新潟かがやき農業協同組合	12,195	百万円	金融業務を営んでいます。
えちご中越農業協同組合	15,027	百万円	金融業務を営んでいます。
魚沼農業協同組合	7,595	百万円	金融業務を営んでいます。
佐渡農業協同組合	2,609	百万円	金融業務を営んでいます。
ぎふ農業協同組合	6,993	百万円	金融業務を営んでいます。
飛騨農業協同組合	6,410	百万円	金融業務を営んでいます。
富士伊豆農業協同組合	10,862	百万円	金融業務を営んでいます。
清水農業協同組合	2,789	百万円	金融業務を営んでいます。
静岡市農業協同組合	1,735	百万円	金融業務を営んでいます。
大井川農業協同組合	3,136	百万円	金融業務を営んでいます。
ハインアン農業協同組合	785	百万円	金融業務を営んでいます。
掛川市農業協同組合	795	百万円	金融業務を営んでいます。
遠州夢咲農業協同組合	3,245	百万円	金融業務を営んでいます。
遠州中央農業協同組合	3,117	百万円	金融業務を営んでいます。
とびあ浜松農業協同組合	3,553	百万円	金融業務を営んでいます。
三ヶ日町農業協同組合	286	百万円	金融業務を営んでいます。
尾張中央農業協同組合	2,027	百万円	金融業務を営んでいます。
あいち知多農業協同組合	6,383	百万円	金融業務を営んでいます。
あいち中央農業協同組合	3,627	百万円	金融業務を営んでいます。
ひまわり農業協同組合	1,380	百万円	金融業務を営んでいます。

伊賀ふるさと農業協同組合	3,954 百万円	金融業務を営んでいます。
北大阪農業協同組合	1,745 百万円	金融業務を営んでいます。
茨木市農業協同組合	1,161 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪泉州農業協同組合	1,819 百万円	金融業務を営んでいます。
いずみの農業協同組合	2,644 百万円	金融業務を営んでいます。
堺市農業協同組合	1,198 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪南農業協同組合	3,394 百万円	金融業務を営んでいます。
グリーン大阪農業協同組合	1,306 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪中河内農業協同組合	3,967 百万円	金融業務を営んでいます。
北河内農業協同組合	2,919 百万円	金融業務を営んでいます。
大阪市農業協同組合	2,688 百万円	金融業務を営んでいます。
兵庫南農業協同組合	3,660 百万円	金融業務を営んでいます。
丹波ひかみ農業協同組合	2,059 百万円	金融業務を営んでいます。
淡路日の出農業協同組合	1,779 百万円	金融業務を営んでいます。
奈良県農業協同組合	9,199 百万円	金融業務を営んでいます。
和歌山県農業協同組合	93,345 百万円	金融業務を営んでいます。
ひろしま農業協同組合	16,338 百万円	金融業務を営んでいます。
越智今治農業協同組合	6,010 百万円	金融業務を営んでいます。
福岡八女農業協同組合	3,050 百万円	金融業務を営んでいます。
沖縄県農業協同組合	24,365 百万円	金融業務を営んでいます。
セントラル短資株式会社	5,000 百万円	主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
八十二証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ ｅスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リーディング証券株式会社	550 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
臼木証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ＯＫＢ証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
岡地証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
おきぎん証券株式会社	850 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
香川証券株式会社	555 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
九州ＦＧ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
Ｊトラストグローバル証 券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
共和証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
極東証券株式会社	5,251 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
きらぼしライフデザイン 証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
あかつき証券株式会社	3,067 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
光世証券株式会社	12,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
国府証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
寿証券株式会社	305 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
株式会社しん証券さかも と	300 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
静岡東海証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
静銀ティーエム証券株式 会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

島大証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
新大垣証券株式会社	175 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
みずほ証券株式会社	125,167 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
十六ＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
大万証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ちばぎん証券株式会社	4,374 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
東洋証券株式会社	13,494 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ｍｏｍｏ証券株式会 社	8,735 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
南都まほろば証券株式会 社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
西村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ＳＭＢＣ日興証券株式会 社	135,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
岡三ビジネス＆テクノロ ジー証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
百五証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ひろぎん証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
広田証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
二浪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
キャピタル・パートナ ーズ証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ほくほくＴＴ証券株式会 社	1,250 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ＦＦＧ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
丸国証券株式会社	601 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
丸近證券株式会社	200 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
丸八証券株式会社	3,751 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三木証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
リテラ・クレア証券株式 会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三田証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
明和證券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
山和証券株式会社	585 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
UBS S u M i T R U S Tウェルス・マネジメ ント株式会社	5,165 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三菱ＵＦＪモルガン・ス タンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

は「出資金」を記載しております。

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。（2025年11月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。（2026年5月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

2026年7月22日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の2025年11月18日から2026年5月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の2026年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴見将史

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田嶋大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。